

平成27年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要

1. 収支の状況

(単位：千円)

区 分		平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
歳 入	国 民 健 康 保 険 税	1,290,367	1,380,278	△89,911
	国 庫 支 出 金	2,050,995	1,927,108	123,887
	療 養 給 付 費 等 交 付 金	280,967	515,347	△234,380
	前 期 高 齢 者 交 付 金	1,803,265	2,064,819	△261,554
	道 支 出 金	419,395	402,540	16,855
	共 同 事 業 交 付 金	1,945,725	973,138	972,587
	繰 入 金	1,009,148	787,188	221,960
	諸 収 入	14,336	13,190	1,146
歳 入 合 計		8,814,198	8,063,608	750,590
歳 出	総 務 費	168,019	170,949	△2,930
	保 険 給 付 費	5,314,332	5,275,663	38,669
	後 期 高 齢 者 支 援 金	931,800	968,990	△37,190
	前 期 高 齢 者 納 付 金	652	779	△127
	老 人 保 健 拠 出 金	31	31	0
	介 護 納 付 金	301,679	409,607	△107,928
	共 同 事 業 拠 出 金	1,925,667	953,010	972,657
	保 健 事 業 費	64,858	48,385	16,473
	公 債 費	486	622	△136
	諸 支 出 金	137,376	34,496	102,880
	前 年 度 繰 上 充 用 金	628,466	829,542	△201,076
歳 出 合 計		9,473,366	8,692,074	781,292
収 支	収 支 (歳入歳出差引)	△659,168	△628,466	△30,702
	単年度収支 (繰上充用除く)	△30,702	201,076	△231,778
	収 支 (赤字補填除く)	△1,047,261	△884,272	△162,989
	単年度収支 (赤字補填除く)	△418,795	△54,730	△364,065

2. 歳入の状況

国民健康保険税

【1,290,367 千円、前年度比△89,911 千円】

■国民健康保険税の内訳

(単位: 千円)

			平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
一般被保険者分	現年課税分	医療給付費分	841,431	876,644	△35,213
		後期高齢者支援金分	216,917	224,818	△7,901
		介護納付金分	81,377	84,517	△3,140
		計	1,139,725	1,185,979	△46,254
	滞納繰越分	医療給付費分	65,824	69,487	△3,663
		後期高齢者支援金分	12,557	12,639	△82
		介護納付金分	6,935	7,172	△237
		計	85,316	89,298	△3,982
	一般被保険者分計		1,225,041	1,275,277	△50,236
退職被保険者分	現年課税分	医療給付費分	41,063	66,538	△25,475
		後期高齢者支援金分	10,608	17,050	△6,442
		介護納付金分	11,314	18,166	△6,852
		計	62,985	101,754	△38,769
	滞納繰越分	医療給付費分	1,640	2,279	△639
		後期高齢者支援金分	340	471	△131
		介護納付金分	361	497	△136
		計	2,341	3,247	△906
	退職被保険者分計		65,326	105,001	△39,675
合 計		1,290,367	1,380,278	△89,911	

■収納率

(単位: 千円)

	平成 27 年度 調定額	平成 27 年度 収納額	平成 27 年度 収納率	平成 26 年度 収納率	比 較
現年課税分	1,306,317	1,202,710	92.1%	91.4%	0.7%
滞納繰越分	892,081	87,657	9.8%	10.2%	△0.4%
計	2,198,398	1,290,367	58.7%	59.7%	△1.0%

国庫支出金 【2,050,995 千円、前年度比 123,887 千円】

- ◆療養給付費等負担金 1,325,516 千円（前年度比 17,845 千円）
- ◆高額医療費共同事業負担金 53,840 千円（前年度比 1,863 千円）
- ◆特定健康診査・保健指導負担金 3,586 千円（前年度比 602 千円）
- ◆財政調整交付金 667,984 千円（前年度比 103,635 千円）
- ◆その他 69 千円（前年度比△58 千円）

療養給付費等交付金 【280,967 千円、前年度比△234,380 千円】

前期高齢者交付金 【1,803,265 千円、前年度比△261,554 千円】

道支出金 【419,395 千円、前年度比 16,855 千円】

- ◆高額医療費共同事業負担金 53,840 千円（前年度比 1,864 千円）
- ◆特定健康診査・保健指導負担金 3,586 千円（前年度比 602 千円）
- ◆北海道国民健康保険調整交付金 361,969 千円（前年度比 14,389 千円）

共同事業交付金 【1,945,725 千円、前年度比 972,587 千円】

繰入金 【1,009,148 千円、前年度比 221,960 千円】

繰入金の内訳

（単位：千円）

		平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
法定内繰入	保険基盤安定制度分	374,367	285,672	88,695
	国保財政安定化支援事業分	70,123	65,774	4,349
	事務費分	142,539	143,493	△954
	出産育児一時金分	23,520	23,520	0
法定外繰入	赤字補填分	388,093	255,806	132,287
	その他	10,506	12,923	△2,417
計		1,009,148	787,188	221,960

諸収入 【14,336 千円、前年度比 1,146 千円】

3. 歳出の状況

総務費 【168,019 千円、前年度比△2,930 千円】

- ◆事務費等 29,492 千円
- ◆職員人件費 107,143 千円
- ◆北海道国保連合会負担金 2,545 千円
- ◆運営協議会費 189 千円
- ◆収納率向上特別対策事業費 10,158 千円
- ◆医療費適正化特別対策費 18,492 千円

■医療費通知の送付 3,593 千円

医療費通知の送付	圧着ハガキ形式により医療費通知を送付した。 ・実施回数：年 6 回 ・送付枚数：45,974 通
----------	--

■診療報酬明細書及び療養費支給申請書の点検 11,844 千円

診療報酬明細書の点検 (9,891 千円)	診療報酬明細書（レセプト）の内容点検や被保険者の資格点検等を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回 ・点検処理件数：241,009 件
柔道整復師施術療養費支給申請書の点検 (1,953 千円)	柔道整復師施術療養費支給申請書の内容点検を外部の専門業者に委託した。 ・実施回数：12 回 ・照会状発送件数：1,736 件 ・点検処理実施件数：1,133 件

■ジェネリック医薬品の利用促進 1,438 千円

ジェネリック利用促進シールの配付 (363 千円)	保険証の更新時に併せて被保険者全員に配付した。また、新規加入者にはその都度窓口で配付した。 ・配付枚数：約 12,000 枚
ジェネリック利用差額通知の送付 (1,075 千円)	後発医薬品に切替えた場合の差額が 200 円以上見込まれる被保険者に差額通知書及びリーフレットを送付した。 ・対象データ：H27 年 4 月～7 月に処方された薬剤料 ・実施回数：年 4 回 ・差額通知書 2,438 件

保険給付費**【5,314,332 千円、前年度比 38,669 千円】****■保険給付費の内訳**

(単位:千円)

		平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
療養諸費	一般被保険者療養給付費	4,335,227	4,209,201	126,026
	退職被保険者療養給付費	243,324	322,258	△78,934
	一般被保険者療養費	31,522	31,766	△244
	退職被保険者療養費	1,783	2,149	△366
	審査支払手数料	9,963	10,900	△937
高額療養費	一般被保険者高額療養費	617,633	602,963	14,670
	退職被保険者高額療養費	47,696	63,206	△15,510
	一般高額介護合算療養費	387	729	△342
	退職高額介護合算療養費	0	63	△63
移送費	一般被保険者移送費	0	3	△3
出産育児諸費	出産育児一時金	25,117	30,605	△5,488
葬祭諸費	葬祭費	1,680	1,820	△140
合 計		5,314,332	5,275,663	38,669

後期高齢者支援金**【931,800 千円、前年度比△37,190 千円】****前期高齢者納付金****【652 千円、前年度比△127 千円】****老人保健拠出金****【31 千円、前年度比 0 千円】****介護納付金****【301,679 千円、前年度比△107,928 千円】****共同事業拠出金****【1,925,667 千円、前年度比 972,657 千円】**

保健事業費

【64,858 千円、前年度比 16,473 千円】

◆特定健康診査等事業費 22,388 千円

◆特定保健指導事業費 2,005 千円

■特定健診の受診率向上対策 4,996 千円

①40 歳の受診勧奨 (14 千円)	健診コーディネート 40 (フォーティ) 事業 ・特定健診対象初年齢となる 40 歳を受診勧奨の重点年齢と位置づけ、がん検診無料クーポン券やドック助成事業を含めた様々な健診内容や受診方法を案内し、対象者の希望に合わせた組み合わせを提案した。 ・対象者数：164 人 ・健診受診者：50 人
②特定健診未受診者 (過年度) への受診勧奨 (4,102 千円)	下記の対象者に往復ハガキによる受診勧奨及び電話勧奨を実施した。 ・対象者：①平成 23 年度から平成 25 年度に 1 回以上受診歴がある平成 26 年度特定健診未受診者 ②45・50・55・60 歳の節目年齢者 ・送付枚数：①1,032 通、②632 通 ・架電通話数：1,647 件
③特定健診未受診者 (当年度) への受診勧奨 (880 千円)	特定健診未受診者に受診勧奨通知及びリーフレットを送付した。(上記①、②を除く) ・対象者：平成 27 年 10 月時点における未受診者 ・送付枚数：7,949 通

■特定健診受診率

	平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
対象者数	11,050 人	11,343 人	△293 人
受診者数	2,740 人	2,620 人	120 人
受診率	24.8%	23.1%	1.7%

※平成 27 年度は H28 年 7 月末時点数値

■特定保健指導実施率

	平成 27 年度	平成 26 年度	比 較
対象者数	357 人	348 人	9 人
実施者数	83 人	136 人	△53 人
実施率	23.2%	39.1%	△15.9%

※平成 27 年度は H28 年 7 月末時点数値

◆疾病予防費 40,465 千円

■ドック検査費用の一部助成 12,925 千円

脳ドック検査費用の一部助成	脳ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定 員：700 人 ・申請者：929 人 ・受診券発行者：747 人 ・受診者数：656 人 ・受診率：87.8%
人間ドック検査費用の一部助成	人間ドック検査費用のうち受診者負担額 5,000 円を除いた額を市が負担した。 ・定 員：200 人 ・申請者：410 人 ・受診券発行者：251 人 ・受診者数：209 人 ・受診率：83.3%

公債費 【486 千円、前年度比△136 千円】

諸支出金 【137,376 千円、前年度比 102,880 千円】

◆償還金及び還付加算金 109,607 千円

◆繰出金 27,769 千円

前年度繰上充用金 【628,466 千円、前年度比△201,076 千円】

主な用語の解説

【歳入】

1 国民健康保険税

その年度（４月～翌年３月）ごとに決められ、毎年４月１日時点で国民健康保険に加入している人に割り当てられる。

保険税の総額を所得割、均等割及び平等割に割り振り、世帯の保険税額が決められる。

2 療養給付費等負担金（国庫支出金）

一般被保険者の保険給付費の合算額（療養給付、療養費及び高額療養費）から保険基盤安定繰入金の 1/2 及び前期高齢者交付金を控除した額の 32%が交付される。

また、国から老人保健医療費拠出金分、後期高齢者支援金分、前期高齢者納付金分、介護納付金分の納付に要する保険者負担額の 32%（過年度分はその時点の負担率）が交付される。

3 高額医療費共同事業負担金（国庫支出金・道支出金）

高額医療費共同事業の費用に充てるため、国（1/4）、道（1/4）から交付されるもので、この負担金に市（1/2）負担分を合せ、高額医療費共同事業拠出金として国保連合会に支出している。

※高額医療費共同事業：【歳入】 9 (1) 高額医療費共同事業交付金を参照

4 特定健康診査等負担金（国庫支出金・道支出金）

高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条の規定に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制することを目的に、平成 20 年 4 月から各医療保険の保険者に義務付けられた特定健康診査等に係る費用の一部を国・道が負担するもの。
（負担割合：国 1/3・道 1/3）

5 財政調整交付金（国庫支出金）

（１）普通調整交付金

一般被保険者に係る所得を考慮して算出する額（調整対象収入額）が一般被保険者に係る療養の給付費の保険者負担金額、療養費支給等を考慮して算出する額（調整対象需要額）に満たない市町村に対し、その衡平に満たない額を補うことにより、市町村間における財政力の不均衡を解消するため国から交付される。

（２）特別調整交付金

画一的な財政力の測定基準によって交付される普通調整交付金の配分では、措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して国から交付される。

6 療養給付費交付金

退職被保険者等の医療給付費及び退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は、退職被保険者等に係る国保税及び被用者保険等保険者の拠出金を財源とする療養給付費等交付金によって賄われることになっており、診療報酬支払基金から交付される。

7 前期高齢者交付金

高齢者の医療の確保に関する法律第 32 条の規定により交付される交付金で、65 歳から 74 歳までの前期高齢者は、国保や被用者保険など各々の医療保険制度で医療を受けているが、国保には退職者が大量に加入することで、被用者保険など他の制度との間で前期高齢者に係る医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整するため各制度の 75 歳未満の加入者数に応じて、前期高齢者医療費を負担するよう財政調整を行うもので、診療報酬支払基金から交付される。

8 北海道国民健康保険調整交付金（道支出金）

（1）普通調整交付金

地域の実情に応じた国保財政の安定化を図る視点に立って、道内保険者間の国保財政の不均衡を是正するため、医療費水準及び所得水準の実情に基づき、一定の算式により調整を行ったうえで道から交付される。

（2）特別調整交付金

地域の実情に応じた国保財政安定化のための取組みの促進や、きめ細かい調整を行うため、国の特別調整交付金の交付対象項目の「上乗せ横出し」や道独自の交付対象項目を設け、道から交付される。

9 共同事業交付金

（1）高額医療費共同事業交付金

国保連合会が事業主となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、一般被保険者が同一月内にそれぞれひとつの病院等で受けた療養費が 80 万円を超えるレセプトの 80 万円を超えた部分に 100 分の 59 を乗じて得た金額が国保連合会から交付される。

なお、この財源は、市町村国保からの高額医療費共同事業拠出金で賄われている。

（2）保険財政共同安定化事業交付金

医療制度改革により、平成 18 年 10 月に新たに実施された事業で、道内の市町村国保間の保険料（税）の平準化、財政の安定を図るため、市町村国保からの保険財政共同安定化事業拠出金を財源に、療養の給付に要する費用等について、30 万円を超えるレセプトの 8 万円を超え 80 万円までの部分の総額の 100 分の 59 に相当する額から、高額医療費共同事業交付金の交付額を減じた額が国保連合会から交付される。

なお、27 年度より対象となる医療費はすべての医療費に拡大された。

10 繰入金

(1) 保険基盤安定制度分（保険税軽減分）

国保税を軽減した総額を基礎とし、一般会計から繰入れるもの。財源として道が 3/4、市が 1/4 を負担している。

(2) 保険基盤安定制度分（保険者支援分）

保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じ平均保険税の一定割合を公費で補填し、低所得者の多い保険者を支援することにより、中間所得者層の保険税負担を軽減することを目的に国保特別会計へ繰入れるもの。財源として国が 1/2、道が 1/4、市が 1/4 を負担している。

(3) 国保財政安定化支援事業分

国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するために一般会計から繰入れるもので、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていることから、年齢構成による一人当たり医療費差額に高齢被保険者数（60 歳以上 75 歳未満）を乗じ、高齢被保険者数の割合による補正を行った額の一定割合を繰入れる。

(4) 国保財政安定化支援事業分

出産育児一時金に係る費用の 2/3 を市負担分として、一般会計から繰入れるもの。

【歳 出】

1 保険給付費

(1) 療養給付費（一般・退職）

一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対する保険者負担の費用

(2) 療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等の疾病、負傷に対し療養の給付を受けないもの（柔道整復、あんま、マッサージ、はり、灸等）の費用及び資格証明書交付者等（10 割受診者）への保険者負担費用

(3) 審査支払手数料

療養取扱機関から提出された診療報酬の請求内容審査と医療費の支払いについては、国保連合会が行っており、その診療報酬明細等の審査等に係る手数料費用

(4) 高額療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で同じ人が同じ月内に同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の保険者負担費用

(5) 高額介護合算療養費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し年間の限度額を超えた場合、その超えた分の保険者負担費用

(6) 移送費（一般・退職）

一般・退職被保険者等で、災害現場や離島などからやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担費用

(7) 出産育児一時金

国保被保険者が出産したときに、世帯主に対して出産育児一時金 42 万円（一子につき）を支給する費用

(8) 葬祭費

国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費 2 万円を支給する費用

2 後期高齢者支援金

後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるため、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するもの。

3 前期高齢者納付金

各保険者が各保険者の前期高齢者給付費及び後期高齢者支援金の額をもとに、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定した額を負担する。つまり、当該負担額が当該保険者の前期高齢者に係る給付費等の額よりも低い場合には、その差額が交付金として交付され、高い場合はその差額につき納付金を診療報酬支払基金に納付する。

4 老人保健拠出金

老人保健医療費の財源として診療報酬支払基金が交付する交付金の財源となる拠出金としての費用。平成 21 年度以降は過年度精算とそれに係る事務費となる。

5 介護納付金

介護保険の財源として、各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用

6 共同事業拠出金

(1) 高額医療費共同事業拠出金

高額医療費共同事業負担金の財源として国保連合会に拠出する費用。財源として国が 1/4、道が 1/4、市が 1/2 を負担している。

(2) 保険財政共同安定化事業拠出金

保険財政共同安定化事業の財源として国保連合会に拠出する費用